省エネ化を支援します!!

令和7年4月改定版

小牧市中小企業省エネルギー設備等導入補助金

省エネルギー診断に基づき、省エネルギー設備等を導入する市内の中小企業者に対し、その経費の一部を補助します。

1 補助対象者

次のいずれにも該当する方

- 中小企業者である方(ただし、みなし大企業は除く)
- 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方
- 市税の滞納のない方
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第12号)第2条に規定する他風俗営業その他の業種及びこれに相当すると市長が認めた業種又はギャンブルに係る業種を営む者でない方

2 補助対象事業

① **省エネルギー診断における提案**に基づき市内に所在する事業所に**省エネルギー設備等を導入する事業**で次のいずれにも該当する事業

(1)事業が補助金の交付申請日において未着工であること

(2)当該設備等の設置が申請書の提出をした年度の2月末日までに完了するもの

(3)補助対象経費が30万円以上のものであること

(4)事業の実施以前と比較して年間の二酸化炭素排出量を 10%以上又は5t-CO2以上削減する事業であること

(☆排出量を算定する際の係数については、最終ページをご覧ください。)

(5)事業の実施に係る投資回収期間が 20 年未満のものであること

② ①の補助対象事業を実施する者が、次のいずれかに該当する省エネルギー診断を受診する事業

(1)一般社団法人省エネルギーセンターが実施する省エネルギー診断

(2)一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する省エネルギー診断

(3)その他同水準の改善提案で市長が適当と認めるもの

※ 省エネルギー診断とは、エネルギー管理士の資格を有する者の参画を得て、対象とする施設全体のエネルギーの使用状況等の調査・分析に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する措置を明らかにし、エネルギー及びコストの削減効果を数値で明示した報告書が作成されるものに限ります。

※ 導入を検討している設備に関する診断のみではなく施設全体の電気・ガス・水道等のエネルギー全般に関して診断を受けていただく必要があります。

※ 省エネルギー設備等とは、エネルギー効率の向上又はエネルギーの転換により、既存の設備と比較してエネルギー消費の削減に寄与する設備等をいいます。ただし、次に掲げる設備等を除きます。

ア 中古品又はリース契約に基づき取得した設備等

イ 複数の事業者で共同所有する設備等

ウ 完全親会社(子会社の発行済株式総数の全部を保有している会社をいう。)とその子会社の間で売買に基づき取得した設備等

3 補助対象経費

補助対象経費の区分		経費の内容
① 省エネルギー設備等導入費	省エネルギー設備等購入費	省エネルギー設備等本体の他、省エネルギー設備等の導入に必要な附属機器の購入に要する経費
	運搬費	省エネルギー設備等の運搬に係る経費
	据付工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費
	設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する費用
② 省エネルギー診断費用		補助対象事業の実施に必要な省エネルギー診断に要する経費

※ 消費税は除く
※ 既存設備の撤去費、現状を補強する工事費は補助対象外とする。

4 補助金額

① 省エネルギー設備等導入費　補助対象経費×1／4（100 円未満の端数切捨て）
※ 同一補助対象者について、年度につき100万円を限度とします。
※ 100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とします。

② 省エネルギー診断費　補助対象経費×1／2（100 円未満の端数切捨て）
※ 同一補助対象者について、年度につき10万円を限度とします。
※ 100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とします。

申請から交付の流れ

① 交付申請書の提出

小牧市中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付申請書(様式第1)に下記書類を添えて市役所商工振興課へ提出して下さい。

＜添付書類＞
- ・登記事項証明書の写し
- ・省エネルギー診断報告書の写し
- ・省エネルギー診断を行った者の資格又は実績を証明する書類の写し
- ・補助対象経費のうち省エネルギー設備等導入費の積算根拠となる見積書の写し
- ・補助対象経費のうち省エネルギー診断費に係る請求書又は見積書の写し（省エネルギー診断費に係る申請を行う場合に限る。）
- ・導入する設備の形状、規格等が分かる仕様書
- ・導入する設備の配置等が記載された図面
- ・工事着工前の現状が確認できる写真
- ・申請日以前１年間において納期の到来した小牧市市民税及び固定資産税の納税証明書又は納税状況調査承諾書
- ・個人事業者にあっては事業者本人、法人にあっては代表者又は担当者の本人確認書類(運転免許証等顔写真付きのもの)の写し

② 小牧市から申請者宛に小牧市中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付決定通知書を送付します

※ 決定通知書後に計画変更(補助対象経費の変更など)や中止等が生じた場合、変更を実施される前に、変更手続き(変更等承認申請書(様式第4))が必要です。
ただし、費用対効果が低くなる変更は認められません。

③ 実績報告書の提出

補助対象事業の完了した日から起算して30日以内に小牧市中小企業省エネルギー設備等導入補助金実績報告書(様式第6)に下記書類を添えて市役所商工振興課へ提出して下さい。

＜添付書類＞
- ・設備等の設置等の配置が記載された図面
- ・設備等の設置等の状態を示す写真
- ・設備等の設置等に係る契約書の写し
- ・省エネルギー設備等導入費に係る請求書の写し
- ・省エネルギー設備等導入費に係る領収書の写し
- ・省エネルギー診断費に係る領収書の写し
- ・小牧市中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付請求書(様式第8)
  ※審査前のため請求日は空欄

☆小牧市市民税と固定資産税について、申請時より追加で支払ったものがある場合、下記2つの書類も必要です。
- ・申請日以前１年間において納期の到来した小牧市市民税及び固定資産税の納税証明書又は納税状況調査承諾書
- ・個人事業者にあっては事業者本人、法人にあっては代表者又は担当者の本人確認書類(運転免許証等顔写真付きのもの)の写し

④ 補助金交付

※補助事業の翌年度から３年間は、エネルギー使用状況報告書を提出していただきます。

＜診断依頼先例＞(一社)省エネルギーセンター東海支部　電話:052-232-2216
(一社)環境創造研究センター　本部(愛知県)　電話:052-934-7295
※上記は一例であり、その他のエネルギー管理士による診断でも可。

☆排出量を算定する際の係数について、下記 URL、QR コードからご覧いただけます。
環境省の HP「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」→「算定方法・排出係数一覧」
URL:https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html

＜問い合わせ先＞
小牧市役所　商工振興課　新産業創出係
〒485－8650
小牧市堀の内三丁目1番地
電話:0568(76)1112